

公益財団法人日本セーリング連盟 外洋艇セールナンバー登録規則

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）に外洋艇を登録し登録番号（セールナンバー）を受けるときは、この規則による。この規則は、実務面を補足するための細則をもつ。

第1条（目的）

連盟外洋艇の艇体を特定する登録番号（セールナンバー）を定め、その番号の登録管理を一元化することにより、正確な艇の確認と安全な運行管理を確立し、広く外洋艇の健全な普及活動を推進する。

- 2 この目的を達成するために、連盟外洋艇セールナンバー登録規則に従って登録された艇の、登録番号（セールナンバー）、艇名その他の情報を、海上保安庁に提出する。

第2条（登録の条件）

連盟に登録する外洋艇は、次の条件を満たすものでなければならない。

- （1）健全な外洋帆走艇であること。
- （2）連盟の活動に賛同する加盟団体会員が所有するモーターボートは、エンジン付き艇として登録することができる（セールナンバーの交付を受ける）。この制度を支援艇登録といい、以降同じ条文を当てはめる。

第3条（登録の手続）

連盟に艇登録する艇所有者（共同で所有する場合は代表者、以下「オーナー」という）は、外洋艇登録申込書に所要事項を記入し、登録料を添えて連盟外洋艇登録事務局（以下、「登録事務局」という）に提出し、固有の登録番号（セールナンバー）の交付を受ける。

- 2 オーナーが連盟加盟団体会員の場合は所属する加盟団体経由で手続きを行う。

第4条（登録料）

艇の登録をする者は、登録料3,000円を納めなければならない。

- 2 前項の登録料は、オーナーが加盟団体会員の場合は所属の加盟団体の組織及び運営に関する規則に従い納める。
- 3 一旦納入された登録料は、年度途中で登録停止が行われても返金されない。

第5条（連盟における新規登録番号（セールナンバー）の決め方）

艇登録を済ませたことを条件とし、最新番号を登録順で決定する。

- 2 前項にかかわらず、オーナーが加盟団体会員の場合は、別に定める予約金を納入して希望する番号をひとつ予約できる。その番号の予約が複数の場合は抽選をして決定する。抽選に漏れた場合は別の番号を予約できる。予約をしない場合は自動的に登録順の最新番号が割当てられる。抽選は艇登録事務局において公正におこなう。
- 3 予約金は抽選に落選した場合及び抽選までの期間にオーナーが加盟団体を退会した場合を除き返金しない。

第6条（登録の更新）

オーナーは、登録更新料 3,000 円を、毎年度連盟へ納めなければならない。

- 2 前項の登録更新料を加盟団体経由で納める場合は所属の加盟団体の組織及び運営に関する規則に従い納める。

第7条（艇名の変更）

登録艇の艇名に変更があったときは、艇名変更届を登録事務局に提出しなければならない。

- 2 1項の手続きはオーナーが加盟団体会員の場合は所属する加盟団体経由で行う。

第8条（売却、譲渡、交換、代表者の変更などによる登録艇のオーナーの変更）

売却、譲渡、交換、代表者の変更などによって登録艇のオーナーを変更するときは、新たにオーナーになる者は、改めてその艇について外洋艇登録申込書に、登録料を添えて登録事務局に提出しなければならない。その艇の登録番号（セールナンバー）は変更しない。

- 2 前項にかかわらず、新オーナーが加盟団体会員の場合は、艇の買い替え時に旧艇の登録番号（セールナンバー）を自己の新艇に移動することができる。この場合、別に定める費用を加盟団体経由で納入し、併せて旧艇を再登録しなければならない。

第9条（登録の停止）

艇の登録を停止しようとするときは、登録停止届を登録事務局に提出しなければならない。

- 2 登録艇のオーナーが登録更新料を未納・滞納したときは、同時にその所有艇の登録は停止する。
- 3 オーナーが加盟団体会員の場合は停止届を所属する加盟団体経由で提出する。

第 10 条 (規則の変更)

この規則は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

第 11 条 (実務細則)

本規則による外洋艇の登録、変更、抹消、更新の手続きと料金の納付について、加盟団体への委任業務細則を定める。

- 2 連盟が承認する場合クラブ等の特別加盟団体も本業務を行うことができる。
- 3 オーナーの所属する加盟団体が艇の登録に関する委任業務を行わない場合等、条件によって登録事務局は直接艇の登録に関する業務を受け付ける。

附 則

1. この規則は 2021 年 8 月 1 日から施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟 外洋艇セールナンバー登録細則

公益財団法人日本セーリング連盟（以下「連盟」という）より各加盟団体に対し、連盟外洋艇セールナンバー登録規則の第 11 条、実務細則に基づき外洋艇の登録業務の委任を行うにあたって以下の通り委任業務細則を定める。

第 1 条 外洋艇セールナンバー登録業務の委任先

外洋艇セールナンバー登録の業務は加盟団体及び連盟が承認するクラブ等の特別加盟団体に委任することができる。

第 2 条 新規登録

- 1) 加盟団体は連盟外洋艇セールナンバー登録規則、第 2 条の登録条件に適合しているかの審査を行う。
- 2) 加盟団体は外洋艇登録申込書の記載内容の確認を行う。
- 3) 加盟団体は外洋艇登録申込書を連盟外洋艇登録事務局（以下「登録事務局」という）に提出する。その際、登録料として連盟に登録手続き完了月の月末までに 3,000 円を納める。

第 3 条 更新登録

- 1) 加盟団体はオーナーから毎年艇登録の更新料を徴収し、連盟に支払うこととする。
- 2) 連盟への更新料納入は会計年度内 4 月末日までに加盟団体に登録するすべての艇数を一括で納付すること。

第 4 条 売却、譲渡、交換などによるオーナーの変更

- 1) 加盟団体は旧オーナーから提出された登録停止届の記載内容を確認し、受け取った時点から 2 週間以内に登録事務局に通知することとする。
- 2) 加盟団体は、登録番号（セールナンバー）付きの艇を購入した新オーナーから外洋艇登録申込書を受け取った場合、旧オーナーの登録停止届の提出の有無を登録事務局に確認し、連盟外洋艇セールナンバー登録規則第 4 条および細則 2 条により登録手続きを行う。あわせてそのオーナーが所属する自加盟団体の会員であるかを確認すると同時に会員登録料の年度支払い、および艇の新規登録料の支払いを確認し、新オーナーから提出された外洋艇登録申込書などの関係書類を、受け取った時点の 2 週間以内に登録事務局に提出するとともに、登録料は登録手続き完了月の月末までに連盟に納入する。

第5条 旧登録番号（セールナンバー）の移動について

旧オーナーが旧登録番号（セールナンバー）の移動を希望した場合は、連盟外洋艇セールナンバー登録規則、第8条2項の別に定める料金を徴収し、連盟へ払い込むこととする。

第6条 共同で所有する艇の代表者の変更

旧代表者の艇登録を停止し、新代表者の艇登録を新規艇登録と同様に行う。

第7条 艇名の変更

変更事項を記入した艇名変更届の記載内容を確認し、登録事務局に提出する。

第8条 登録の停止

登録停止届の内容を確認し、登録事務局に提出する。

第9条 外洋艇の登録委任業務の取り消しについて

登録番号（セールナンバー）の管理についての規則に違反し、もしくは業務に支障をきたす加盟団体においては、連盟は加盟団体に対して本委任業務を取り消すことができる。

本細則は2021年8月1日から施行する。